



平成31年4月1日規程類の改正について JR東日本運輸サービス

JR東労組本部は1月23日、JR東日本運輸サービスより「平成31年4月1日規程類の改正について」説明を受けました。

詳細は下記の通りです。

①社員採用時初任給変更

2018年10月1日に契約社員賃金・パートタイマー等社員賃金の改正を行ない、それぞれ日給・時給の増額がされました。正社員についてはその時点で在籍していた社員についても特別昇給で増額しています。今後入社する新入社員に対しても同様に増額するために初任給変更とします。



②法改正等に伴う改正

年次有給休暇の取得義務化

働き方改革関連法により、労働基準法が改正されたことに伴う変更です。なお、年休の付与日数が10日以上あれば1年に5日以上取得が義務化されますが、残り3ヶ月で取得日数が5日未満の社員は勤務管理システムにアラートで知らせる事で管理します。その社員は年休取得を慫慂されますが、最終月まで年休を申し込まなければ会社に希望を聞かれた上で会社に指定されることとなります。年休は労働者の権利なので自分の意思で希望日に取得する事が重要です。



③社員の待遇改善に関する改正

忌引きの分割取得

葬儀場の混雑等で、喪を知った日から起算した忌引き期間中に、通夜・告別式等が行なえない事情が増えた事を鑑み、葬祭日（通夜・告別式等）が忌引き期間中に含まれない場合において1回に限り、2週間以内で葬祭当日の忌引きの分割取得ができるようになります。葬祭日の一部が忌引き期間外となる場合も分割取得が可能。



④その他の改正

就業規則の「懲戒の種類」の量刑見直し等

現行の懲戒の重みは(4)減給、(5)出勤停止となっていますが、(4)出勤停止、(5)減給となります。これまでの考え方は「減給」は労働力を提供しているのに減給されますが、出勤停止は労働力を提供していないから無給である事から、労働しているのに減給される方が重いとされていました。今回は「出勤停止」の方が影響が大きいという実態に合わせて変更するものです。



適用時期：平成31年4月1日

今後JR東日本運輸サービス協議会で議論を深めていきます